



市政記者クラブ加盟社 各位

新型コロナウイルス感染症の医療費に係る公費負担 決定事務の遅延及び対応状況について

新型コロナウイルスに感染した入院患者の医療費について、感染症法に基づく公費負担を医療機関が請求するに際して、公費負担番号の決定がないために数か月にわたり請求ができない事案が発生していたので、遅延及び対応状況についてお知らせします。

1 概要

新型コロナウイルスに感染した者が入院した際、保健所からその対象者ごとに申請の案内を行い、対象者からの申請を受け保健所が決定した公費負担番号により、医療機関は、医療費の保険請求ができることとなりますが、令和4年8月に流行拡大した中で、対象者への申請の案内の遅れがあったことに加え、期日を決めて提出を求めなかったことや、書類の不備があった際に、市における再提出依頼等が徹底されていなかったため、現在まで申請が未了のものがあり、そのため公費負担決定事務が遅延したことにより、医療機関が医療費を請求できない事案が発生したものです。

2 遅延状況

これまでの対象者の全データを確認したところ、次のとおり公費負担番号の未処理分が判明し、公費負担決定事務の遅延となっていることが分かりました。

入院時期	申請対象者数 (全体数)	うち未処理件数	未処理理由
令和4年8月	245	16	書類不備等
令和4年9月	53	4	書類不備等
令和4年10月	95	10	書類不備等
令和4年11月	256	32	書類不備等
令和4年12月	302	-	申請受付中
令和5年1月	261	-	申請受付中
合計	1,212	62	

3 対応状況

現在、申請の案内の遅れについては、解消しておりますが、申請手続きが遅れている方に対しては、訪問などの対応に取り組んでおり、令和4年11月までの62件の未処理分は年度内に完了する予定です。今後は、遅延が発生しないよう努めてまいります。

問い合わせ先 保健福祉部保健所指導予防課
課長 猿舘 賢治
TEL : 019-603-8307